

細則，学会賞内規の改正について

2016年3月1日に行われた日本分類学会運営委員会で以下の改正が承認されました。

1. 細則の改正

運営委員は選挙で公正に選出しており，再任に関する制限は不必要との判断から，以下のように改正しました。合わせて，幹事に関しても以下のように改正しました。なお，会長および幹事長については従来通り連続2期までです。

[役員] 第10条

現行	改訂
運営委員会の任期は連続3期までとする。	削除

[役員] 第11条

現行	改訂
幹事の任期は連続3期までとする。	削除

2. 学会賞内規第4章第4条3項ならびに3(1)項の変更

奨励賞は学生会員を増やすことを目的として設立され学会賞内規では「学生会員に授与」とされているが，学生会員の人数が少なく授賞対象者が限定されるため，学生会員以外にも授賞対象者を拡大すべきとの判断から，以下のように改正しました。なお，本学会が主体的に関係する会議のみが選考対象となることが明確となるよう，文言を微修正しました。

第4章 学会賞の内容（学会賞内規第4条3と3(1)）

現行	改訂
3 奨励賞は次の号に該当するものから選考し， <u>原則として毎年若干数，日本分類学会学生会員に授与する。</u> (1) データの科学としての分類やそのデータ分析の分野に関する研究について，日本分類学会大会や <u>国際分類連合（IFCS）</u> など本学会に関係する学会，等において発表された報告のうちから，今後の進展が期待され，推薦・奨励の対象にふさわしいと認められるものを選定する。	3 奨励賞は次の号に該当するものから， <u>原則として毎年若干数の35歳以下である，日本分類学会会員に授与する。</u> (1) データの科学としての分類やそのデータ分析の分野に関する研究について，日本分類学会大会および <u>国際分類学会連合（IFCS）</u> を含む本学会が関係する国際学会等において発表された報告のうちから，今後の進展が期待され，推薦・奨励の対象にふさわしいと認められるものを選定する。

3. 学会賞内規第 4 条 1 の本文の変更

学会賞内規第 4 条 1 の本文の文言を以下のように微修正しました。

学会賞の内容（学会賞内規第 4 条 1）

現行	改訂
1 貢献賞は次の各号のいずれかに <u>該当するものから</u> 選考し、原則として毎年 1 個人または 1 団体に授与し、1 回に限る。	1 貢献賞は次の各号のいずれかに <u>該当するものから</u> 、原則として毎年 1 個人または 1 団体に授与し、1 回に限る。

4. 学会賞内規第 4 条 2 の本文の変更

学会賞内規第 4 条 2 の本文の文言を以下のように微修正しました。

学会賞の内容（学会賞内規第 4 条 2）

現行	改訂
2 論文賞は次の号に <u>該当するものから</u> 選考し、原則として毎年 1 点、対象となる論文を執筆した日本分類学会会員に授与する。	2 論文賞は次の号に <u>該当するものから</u> 、原則として毎年 1 本を選定し、対象となる論文を執筆した日本分類学会会員に授与する。